

## 阪南大学後援会給付奨学金規程クラブ奨学金施行細則

制 定 平成 25 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この細則は、阪南大学後援会給付奨学金規程第 3 条に基づきクラブ奨学金の運用について定めることを目的とする。

### (給付対象クラブ、団体及び給付人員)

第 2 条 給付対象クラブ、団体及び給付人員については別表による。

2 給付対象クラブ、団体及び給付人員については、給付対象クラブ、団体の前年度の活動状況、実績をもとに学生委員会（以下「委員会」という。）において審議を行い、後援会幹事会（以下「幹事会」という。）、後援会運営委員会（以下「運営委員会」という。）において承認の上、決定する。

### (募集)

第 3 条 奨学生の募集は、当該年度のはじめにクラブ部長を通じて行う。

### (提出書類)

第 4 条 奨学生としての採用を希望する者は、所定の願書とともに、次の各号の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 文化体育活動の成績証明書
- (2) クラブ部長による推薦書
- (3) 成績証明書
- (4) その他選考に必要とされる書類

### (選考)

第 5 条 奨学生の採用は、各クラブ部長において候補者を選考し、クラブ部長より委員会に推薦を行う。推薦された候補者について委員会において選考し、幹事会、運営委員会において承認の上、後援会長（以下「会長」という。）が決定する。

### (採用)

第 6 条 奨学生の決定は 6 月とし、クラブ部長、本人及び連帯保証人に文書による通知を行う。

- 2 採用決定者は、前項の通知を受けた後、次の各号の書類を提出しなければならない。
- (1) 誓約書

- (2) 銀行口座届
- (3) その他必要とされる書類

(交付と受領)

第7条 奨学金は、毎年6月と11月に銀行振込によって交付する。

- 2 奨学生は、奨学金を受領したときに、所定の領収書を提出しなければならない。

(受領後の義務)

第8条 奨学金受領後は、給付期間中、次の各号の書類の提出及び義務を履行しなければならない。

- (1) クラブ活動・戦績報告書
- (2) 後援会から要請のあった事業等に対する出席、応援等
- (3) その他必要とされる書類

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、幹事会、運営委員会の議を経て会長が行う。

(事務)

第10条 奨学金に関する事務は、後援会事務局において行う。

別 表

<対象クラブ、団体及び給付人員>

対象クラブ、団体	給付人員
サッカー部	2名
硬式野球部	2名
スピードスケート部	2名
チアリーディング部	1名
トランポリン部	2名
上記以外の体育会所属のクラブ	4名 (但し、1クラブにつき1名)
文化会所属クラブ	2名 (但し、1クラブにつき1名)

附 則

この細則は平成25年4月1日から施行する。